東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合 〒110-0003東京都台東区根岸 4-11-10 元03-3871-6470 Fax 03-3871-6473 E-mail tdu@toujikyo.or.jp URL http://www.toujikyo.or.jp

厚生労働省が見解

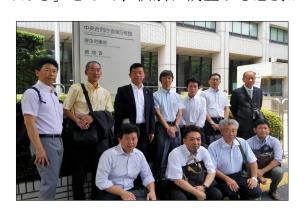
7. 3 共同センター中央行動

朝の洗単は、 労働時間の可能性あり!

7月3日、共同センターは中央行動として各地方から23名の代表者が参加して、警察庁・厚生労働省・全指連に自教業界の業務拡大を図るため要請行動を行いました。

厚生労働省には、5地方から12名の代表者が8つの項目を要請しました。

朝の洗車(就業時間外)は、多くの職場で賃金が支払われておらず、会社に賃金請求をすると「洗車しなくていい」との回答がくるとの実態を報告すると、厚生労働省の担当者は「会社の業務命令(明示)だけでなく、黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間である」として、個別に調査する必要が





あるとしながらも「残業代が発生する可能性がある」と回答しました。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に記載しているとしながら、早出出勤(就業時間外)については、タイムカードと賃金台帳の記載にズレがありそれが虚偽や不適切な記載であれば労基法の第108条違反となり、残業代が支払われていなければ労基法第37条の違反となり事案の性質によっては罰則や刑事処分が適用になると回答しました。

全国自然特温共同也为 第40回答念

7月2日、としま産業振興プラザに5地方 (東京、埼玉、千葉、京都、大阪) から幹事 と地方の代表者19名が参加し開催しました。 総会は「笑顔あふれる暮らしと職場を目指し、 全国の仲間と団結し運動をすすめよう」をメ インスローガンとして、一年間の活動総括と 会計報告、会計監査報告、中央行動提起、次 年度活動申し合わせ、予算案が満場一致で確 認されました。 地方報告では、京都・光悦 分会が提訴した暴行事件に対する損害請求裁 判の件、千葉・市川中央支部で準備をすすめ ている組合脱退工作に対する不当労働行為救 済申し立ての件など、様々な取り組みが報告 されました。



津田新議長の団結頑張ろうで閉会



会場発言する東京・細川幹事

また、高齢者講習で認知機能検査結果に基 づく講習制度に変更されましたが、高齢者の 尊厳が著しく傷つけられる恐れがあり、講習 内容の抜本的な見直しが提案されました。

総会では新年度役員も選出され、津田新議 長の団結ガンバローで閉会しました。

【新年度役員】

議 長 津田 正善 東自教 副議長 神田 守 大自教 IJ 北尾 好雄 京自教 事務局長 熊谷 浩行 東自教 "次長 北尾 好雄 京自教 会計監查 山下 正貴 大自教 林 真也 京自教 幹 事 各地方より選出

月4日 73時30%

厚生労働省 要請内容と回答

1、実行計画にある、時間外労働と休日労働をあわせて「12か月連続80時間・1年96 0時間」、「単月で100時間未満」の残業を認めてしまえば、過労死ラインといわれている「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に 1か月当たりおおむね80時間超」の残業を容認するものになることから認めないこと。同時に、罰則付きの上限規制を「週15時間、月45時間、年360時間」とすること。

【回答】

今年、労働政策審議会で時間外労働の上限を原則、月45時間、年360時間。特例を除いてこれに 違反した場合は罰則を科す。今までは罰則は無かったので歴史的なこと。

特例も今までは上限が無かったが、それを設けた。延長時間を可能な限り短くするように努めるよう労働基準法に規定するように整備をしている。

2、勤務開始時刻から24時間以内の、連続11時間の勤務間インターバルを法律で定めること。

【回答】

勤務間インターバルを導入している事業所は2・2%にとどまっているのが現状であるから急に導入するのは無理がある。

事業主が前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休息の確保に努めなければならないとい う努力義務を現在科しており、その周知徹底を図ることが適当である。

また労働者の健康確保の観点から新たに終業時刻及び始業時刻の項目を設ける、それについての 有識者検討会が今年開催されている。

現在あるもので、勤務間インターバルの制度を導入するための中小企業への助成金や勤務間イン ターバル導入コースの活用、好事例を周知して取り組みを推進していきたい。

3、国民が健康で文化的な最低限度の生活を送れるように、全国一律の最低賃金制度 を確立し すぐに時給1,000円とし、1,500円を目指すこと。

【回答】

最賃については年率3%上げることを目標。一方で全国一律は物価の関係もあり難しい。 最賃を引き上げていけるような環境の整備も行なっている。例えば最近始まった取り組みで、元 請け、下請けの関係がある場合で下請けが最賃の違反を犯した場合は当然その企業が罰せられる わけだが、そもそもそういう環境にあるのがおかしいのではとの声があり、こういった問題は、 厚労省だけでは解決できないので官邸に下請け取引改善に関する関係省庁連絡会議が一昨年から 立ち上がっている。関係省庁と協力して最賃を引き上げられるよう取り組んでいく。

4、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量制の拡大を定める労基法の 「改正」 案を導入しないこと。

【回答】

高度プロフェッショナル制度は無制限にその範囲を広げるわけではない。あくまで使用者側に対する交渉力のある者に対するもので、その対象者は年収1000万円以上の者を想定しており全体の0・3%。

無制限に対象が広がるということは考えにくい。またこの制度を選んだことによって従来の残業

代等か支払われていたときより給与が下がらないように法律の指針により定められている。 また使用者は対象者の健康を害さないようにしなければならない規定もある。

健康管理時間の合計が長時間となった場合は医師による面接指導の実施も義務付けることを盛り 込んでいる、平成27年に国会に提出しているが継続審議中であるが引き続き審議していく。

5、解雇の金銭解決制度の創設を認めず、整理解雇の4要件の法律化、解雇規制を強 化すること。

【回答】

解雇の金銭解決制度については一昨年に設置した透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会において検討した。ざまざまな意見が出たが法律的な観点を踏まえて労働政策 審議会で検討を深めていくことが適当とされる。

整理解雇の4要件については、1つでも欠けてはいけない4要件とするのか、全体で見る4要素と するのかが固まってない。法制化せずに判例を見つつ検討する。

6、最近、東京の指定自動車教習所に労働基準監督署が立ち入り調査が入り、未払い 残業代 (朝の洗車)の是正勧告(支払い命令)があったように、自教業界では就業 時間前の洗車、朝 礼が常態化しており、その分の残業代不払いが横行していること から、全国の自教職場を調査 し必要な指導を行うこと。

【回答】

厚労省では今年に労働時間の適正把握ガイドラインを作成している。これにおいては使用者の指示により業務に必要な準備行為や業務終了後の業務に関連した後始末を業務内で行う場合は、労働時間に該当することを示す。これが行われていない事業所に対しては指導を行う。

7、総額人件費を抑制する目的で、自教業界でも管理職を中心に「固定残業代」や「みなし残業」制度が導入されており、一部の職場では教習指導員にもこの制度を適用しようとする動きがあります。「固定残業代」や「みなし残業」制度は、固定残業 以上の残業をしても残業代を払わない企業が多いと言われており、企業にメリットがあっても労働者にはメリットがほとんど無く、労使紛争を招く恐れが強いのがことからもこの制度は廃止すること。

【回答】

固定残業代、みなし残業制度はそもそも労働基準法の根拠がないもの。

労使で自主的に定めたものになる。不払い等があれば労働基準法違反になる、監督指導を徹底し 不適切な運用がないように努めていく。

8、自教業界では長時間労働が恒常的に行われており、特に毎年1~3月の繁忙期は 1日12時限教習を行っている職場があります。 過重な長時間労働は、教習効果の 低下を招くばかりか、健康被害が増大する恐れがあることから、自動車教習所業界 の全国調査を行い、多くても1日10時限教習までにするよう指導すること。

【回答】

管轄が国土交通省となるので答えられない。

(警察庁、全指連報告は次号)